

議題第2号

令和2年度事業計画及び収支予算について

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

令和2年6月12日

一般社団法人全国林業改良普及協会

令和2年度事業計画

I 事業の方針

利用期を迎えた人工林資源を活用し、林業の活性化や農山村の振興を図っていくためには、地域の関係者が連携して、原木を低コストで安定的に供給するとともに、再造林等による森林整備を進めていくことが必要となっている。

このような中、本会は人材の育成に貢献するため、「森林・林業の改良、発展に必要な知識・技術の普及」及び「林業改良普及活動に取り組む者への支援・協力」を目的として、令和2年度においても、機関誌・月刊誌や各種図書の出版、研修・表彰、調査などの事業に取り組んでいくこととする。

しかしながら、林業を巡る厳しい状況等により、月刊誌等の購読数は漸減し、また、国や民間の委託・補助事業についても減少するなど経営環境は厳しく、将来に亘って林業改良普及を担う民間団体としての役割を十分果たせるか危惧されるところである。

このため、本会の機関誌「林業新知識」及び月刊誌「現代林業」については、林政や技術に関する最新情報をタイムリーに提供するとともに、林業への新規参入者、林業事業体などの新たな読者の開拓に引き続き努力する。

図書等の出版については、森林・林業関係者の知識・技術の全般的な向上に加え、特定の技術分野や新たな施策、制度等の理解が深まるよう、最新情報等を分かりやすく提供するよう努める。

また、普及活動の推進については、林業普及研修大会などの研修・表彰事業により普及関係者の活動を促進するとともに、全国林業研究グループ連絡協議会（以下「全林研」という）が行う普及関連事業への支援・協力を引き続き行う。

加えて、令和元年度より開始された新たな森林管理システムと森林環境譲与税については、その円滑な実施に林業普及が貢献できるよう、関係機関と連携し、適切に対応する。

これらの対応にあたっては、会員である都道府県協会（以下「県協会」という）や全国林業普及指導職員協議会（以下「全普職」という）、全林研等の林業普及関連団体と連携・協力して、収支の均衡を確保しつつ、本会の使命を継続して果たしていけるよう取り組むものとする。

II 事業計画

1. 会費の徴収

県協会からその構成員数に応じた会費（1人当たり1,500円、前年度と同額）を徴収する。また、構成員の維持・確保及び会費の早期納入のための奨励金の積算方法等は、別紙のとおり前年度と同様とする。

また、賛助会員の会費は、1万円以上とする。

2. 機関誌の配布

県協会と協力し、その構成員に対して機関誌「林業新知識」を配布する。

また、新規構成員の開拓のため、インターネット等を活用したPR活動等に引き続き努める。

3. 研修・表彰事業

1) 全国林業普及研修大会の開催

全普職及び全林研との共催で、林業普及指導員、意欲の高い林家、林業普及団体関係者等を対象とした研修会を開催する。

2) 第54回林業関係広報コンクールの開催

森林・林業団体等が行う広報事業の質の向上等を図るため、広報誌及びホームページを対象にコンクールを行う。

3) その他

公益社団法人大日本山林会が開催する全国林業経営推奨行事に協賛して運営に参画する。また、都道府県、団体等が実施するコンクール、表彰行事等について、審査への参画、受賞者への賞の授与、記念品の贈呈等を行う。

4. 普及活動等推進事業

1) 林業研究グループの育成、普及活動の促進等のために全林研が行う次の事業に対する支援・協力を行う。

① 林業研究グループが実施する高校生のインターンシップなどの森林・林業教育等の活動への助成

② 林家、林業従事者、林業研究グループ等を対象とした研修会、表彰行事等の実施

③ 機関誌、広報誌の発行等

2) 「ICT等を活用した路網整備推進技術者育成事業」（林野庁委託事業）を前年度に引き続き実施する。

3) 専門家の協力を得て、「能力評価システム導入支援事業」（林野庁補助事業）を前年度に引き続き実施する。

4) 福島第一原子力発電所事故に関連する「避難指示解除区域等の林業再生に向けた普及啓発事業」（林野庁委託事業）を前年度に引き続き実施する。

- 5) クリーンウッド法の普及に係る「違法伐採関連情報提供」(林野庁委託事業)を前年度に引き続き実施する。
- 6) 花粉発生源対策に係る調査・普及を行う「総合的な花粉発生源対策の強化及び普及」を前年度に引き続き実施する。(林野庁補助事業)
- 7) 森林経営管理制度の円滑な運用に必要な「市町村支援技術者養成事業」(林野庁委託事業)を前年度に引き続き実施する。(林野庁委託事業)

5. 出版・展示事業

1) 普及図書 の 出版

ア 「現代林業」の刊行

「林業新知識」の姉妹誌として林業総合月刊誌「現代林業」を刊行する。

イ 林業改良普及双書

林業普及指導員をはじめ関係者が行う普及活動の効果的な実施等に資するため、3種類の刊行を予定する。

- ① 林業改良普及双書 No. 196
- ② 林業改良普及双書 No. 197
- ③ 林業改良普及双書 No. 198

ウ 単行本の刊行

森林・林業の改良普及に資する次の単行本を刊行する(名称はいずれも仮題)

- ① 「林業現場人 道具と技 vol.20」
- ② 「林業の原理原則 林業生産技術」湯浅勲・杉山要共著
- ③ 「読む植物図鑑5」川尻秀樹著
- ④ 「伐倒の技術を読み解く」上村巧著
- ⑤ 「自伐林業探求の旅」佐藤宣子著

エ パンフレット類の制作

都道府県、市町村、林業関係団体等の森林・林業施策の推進や普及啓発活動等に資する「見やすく、分かりやすい」パンフレット類を制作する。

主なものは次のとおり。

- ① 「保安林のしおり」
- ② 「林業・木材産業改善資金のしおり」
- ③ 「市町村森林整備計画制度のしおり」
- ④ 「森林整備事業のあらまし」
- ⑤ 「森林経営計画制度のしおり」
- ⑥ 治山事業、林道事業等のパンフレット

これらに併せて、林業関係団体等が広報普及事業等に使用するパンフレット等の受託制作に積極的に取り組む。

2) 展示事業

展示施設や野外教育の場で活用できる展示パネル、野外解説板等の制作・販売や、展示施設の展示物の維持、管理等を行う。

6. 森林認証等事業

持続可能な森林経営を引き続き支援するため森林認証に関する普及を行う。

7. 調査研究事業

スギ花粉飛散量予測のための各地域での雄花着花状況の把握及びヒノキ雄花着花量の予測手法、花粉生産量の推定手法等に関する調査・検討を実施する「スギ・ヒノキ雄花の着花量調査の推進」（林野庁補助事業）を前年度に引き続き実施する。

8. 野外活動等支援事業

東京・高尾で分収林契約のもとで造成している「高尾青年の山」について、民間団体の協力を得て、間伐等の森林整備を実施するとともに、市民の山づくり活動の場、森林・林業の研修の場等として活用する。

また、研修宿泊施設である高尾グリーンセンターについては、引き続き民間団体への委託による管理運営を行う。

9. 一般販売・受託事業

普及関係以外の物品販売を行う。また、本会の有するノウハウを生かし、業務の受託にも努める。

Ⅲ 会議、その他

理事会、総会以外の会議は必要に応じて開催する。

令和2年度の会費及び奨励金について

1. 会費と機関誌の配布

会費及び機関誌の配布数は次表のとおりとし、前年度と同様若干部数を無料配布する。

また、年度途中で機関紙の追加を必要とする場合は、一部127円で配布する。

2. 奨励金（構成員確保）

構成員の維持・確保を狙いとして支給している奨励金については、前年度と同様次の方法により積算し、県協会に交付する。

（積算方法）

構成員の確保に関わる前年度における取組状況及び数年間の継続的な取組状況を表す指標として次の①及び②を使用し、それぞれ上位10の協会に当該協会の会費の5%相当額を奨励金（会員確保）として、会費の額から差し引く（①及び②の重複は不可）。

① 本年度の構成員数の前年度に対する比率が高い。

② 本年度の構成員数の5年前に対する比率が高い。

3. 会費の納期と奨励金（早期完納）

1) 会費の2分の1（上半期分）を7月末日までとし、残額（下半期）を12月までに納入するものとする。

2) 会費を9月末日までに全額納入したときは、会費から奨励金（構成員確保）を差し引いた額（差引納入額）の7%を「奨励金（早期完納）」として交付する。ただし、会費の2分の1以上を7月までに納入しない場合、及び図書代金等で前年度分の未納がある場合は除く。